

## 公益社団法人富士市シルバー人材センター配分金支払い要領

(配分金支払い日)

第1条 配分金規約第3条による配分金の支払い日は、毎月15日とする。ただし、その日が次に掲げる区分の日に該当するときは、それぞれ右欄に定める日とする。

区 分	支払い日
15日が国民の祝日又は、日曜日、若しくは職員就業規則第18条第4号の休日に当たるとき。	16日
15日が国民の祝日又は就業規則第18条第4号の休日で土曜日若しくは日曜日と重なるとき。	17日
15日が国民の祝日又は職員就業規則第18条第4号の休日で金曜日に当たるとき。	18日

(支払い方法の変更)

第2条 配分金規約第2条の規定に係わらず、配分金の支払いについて、会員との合意によって指定の金融機関に払い込む方法をもって支払うことができる。

附 則

この要領は、平成3年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。